

第3次群馬県工賃向上計画

平成30年度～平成32年度（2020年度）

目 次

第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の背景・経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の対象となる事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 現状と課題

- 1 現状の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 事業所の設置状況等の推移
 - (2) 工賃の推移
 - (3) 工賃の設立年別事業所の分布
- 2 取組状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 事業所の取組状況と課題
 - (2) 県の取組状況と課題
 - (3) 市町村の取組状況と課題

第3章 目標工賃と具体的な取組

- 1 目標工賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 目標工賃
 - (2) 目標工賃の考え方
- 2 今後の具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 事業所の取組
 - (2) 県の取組
 - (3) 市町村の取組
 - (4) 計画のフォローアップ
- 3 多面な就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

参考資料

- 県内の事業所の工賃実績一覧
- 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
- 工賃向上推進会議設置要項

第1章 計画の趣旨

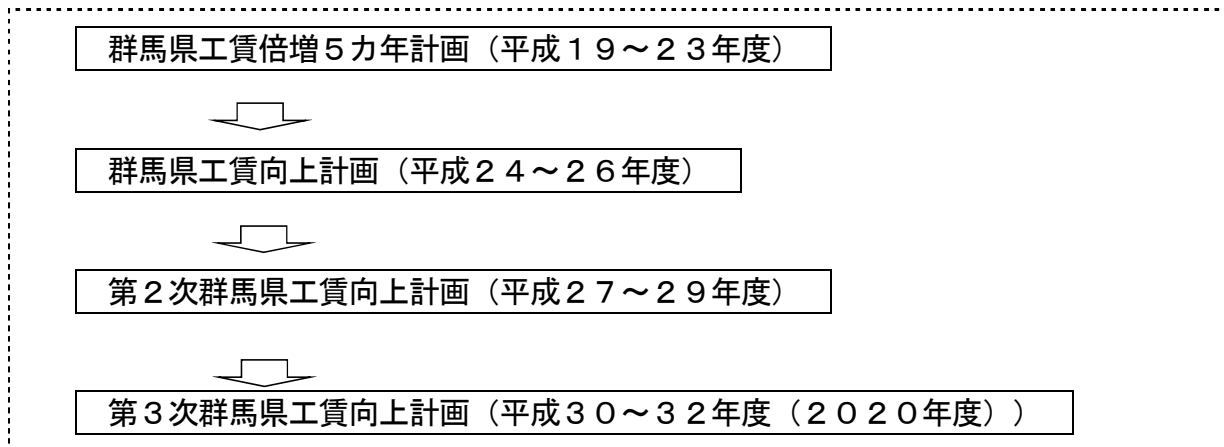
1 計画策定の背景・経緯

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適性に応じて可能な限り就労し、活動の機会や場を持つことができるよう支援することが重要です。

障害のある人の就労支援については、障害者就業・生活支援センターやハローワークをはじめとした雇用関係機関との連携強化など、一般就労に向けた取組を推進しているところですが、一般就労が困難である人にとって、福祉的就労の場となる就労継続支援事業所は、生産活動等を通じた生きがいの実現や社会参加、経済的な自立等の観点から重要な役割を担っています。

これまでも県は「群馬県工賃倍増5カ年計画」（平成19年度～平成23年度）、「群馬県工賃向上計画」（平成24年度～平成26年度）や「群馬県第2次工賃向上計画」（平成27年度～平成29年度）を策定し、就労継続支援事業所等における福祉的就労の対価として、施設を利用する障害のある人に支払われる工賃向上にかかる様々な事業に取り組んできました。

このたび計画期間が満了することから、引き続き継続的な取組を推進するため、「第3次群馬県工賃向上計画」を策定し、本県における工賃向上を図ります。



2 計画の期間

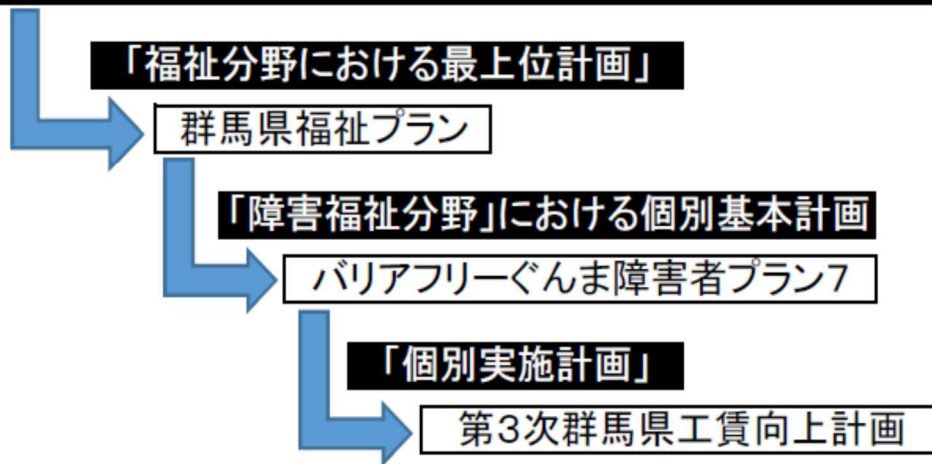
平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

3 計画の位置付け

この計画は、厚生労働省の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針（※）」に基づき策定するものであって、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間における障害者施策の基本的な考え方や方向性等を示した「バリアフリーぐんま障害者プラン7」に基づく福祉的就労に関する工賃向上のための個別実施計画に位置付けます。

【計画体系】

第15次群馬県総合計画「はばたけぐんまプラン2」



【※「基本的な指針」の概要】

- ・基本的な指針では、すべての就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」を作成するとともに、県としても支援策を盛り込んだ「工賃向上計画」を策定して、事業所の工賃向上の取組が効果的に実施されるよう協働して取り組むこととしています。
- ・このほか、市町村における工賃向上に資する取組への協力依頼などが記載されています。

4 計画の対象となる事業所

この計画の対象事業所は、原則として就労継続支援B型事業所としますが、次の①から③の事業所において「工賃向上計画」を作成し、積極的に工賃の向上に取り組む場合には、就労継続支援B型事業所に準じて、この計画に基づく取組の対象事業所とします。

- ① 就労継続支援A型事業所（非雇用型の利用者（※）を対象とする）
- ② 生活介護事業所
- ③ 地域活動支援センター

【就労継続支援B型事業所（非雇用型）】

企業等に雇用されることが難しい障害のある方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【就労継続支援A型事業所（雇用型）】

企業等に雇用されることが難しい障害のある方に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(※A型事業所の特例)

障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところですが、障害者によっては、直ちに雇用契約を結ぶことは難しくても、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる方も多いことから、就労継続支援A型事業所においては、要件を満たせば雇用によらない利用を可能としています。

【生活介護事業所】

常時、介護等の支援を必要とする障害のある方に対し、日中の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【地域活動支援センター】

在宅の障害者が、通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や経済的自立を目指す施設です。

【対象事業所数】

平成30年3月1日現在	施設数	定員
就労継続支援B型事業所	127	2,650人

【参考】

平成30年3月1日現在	施設数	定員
就労継続支援A型事業所	35	612人
生活介護事業所(※)	124	4,428人
地域活動支援センター(※)	74	1,272人

(※) 生産活動を行っていない事業所も含む

5 計画の推進体制

この計画の実施にあたっては、群馬県工賃向上推進会議等において、各年度における県の取組状況や工賃実績等について評価・検証を行うとともに、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、計画の着実な推進を図ります。

また、工賃向上に資する取組について、広く情報発信にも取り組むこととします。

【群馬県工賃向上推進会議】

障害のある人の経済的な自立を支援する観点から、県の工賃向上計画の策定や推進、取組状況の評価・検証にあたって現場の多様な意見を取り入れるために設置をする会議です。

この会議には、就労継続支援B型事業所をはじめ、共同受注窓口など、関係機関や団体等で工賃向上に係る実務を行う担当者が参画し、県の計画の進捗状況や各関係機関等の取組状況の把握や検討、その他工賃向上に資する情報の提供などを行います。

第2章 現状と課題

1 現状の分析

(1) 事業所の設置状況等の推移

県内の就労継続支援B型事業所については、事業所の数、定員数ともに増加の傾向にあり、障害のある人の福祉的な就労の機会や場所の確保が進んでいます。

事業所数及び定員数の推移については、次のとおりです。

○就労継続支援B型事業所の推移状況

(単位：件、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援B型事業所の数	107	110	127
就労継続支援B型事業所定員数	2,291	2,417	2,650

※就労継続支援B型事業所数及び定員数は、各年度3月1日現在の数値。



(2) 平均工賃実績額の推移

本県における対象事業所の平均工賃月額は、平成18年度は全国平均をやや下回る水準でしたが、その後、各事業所における工賃向上の取組等により増額傾向で推移し、平成23年度からは全国平均を上回る水準となっています。

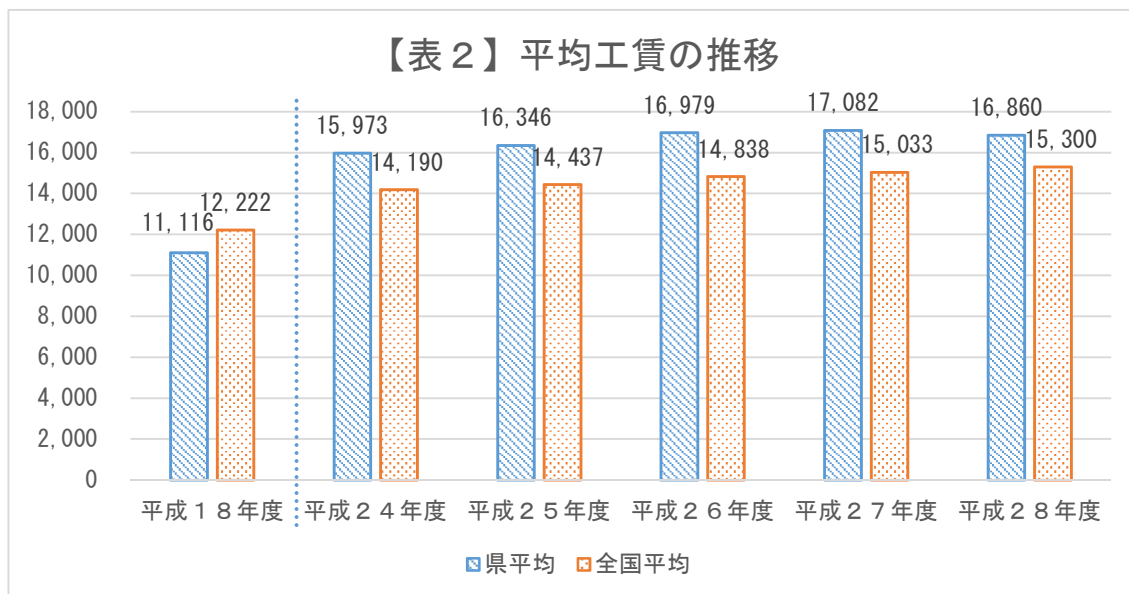
平成28年度の実績は16,860円で、工賃倍増5カ年計画策定する前年度の平成18年度(11,126円)に比べて5,734円増加しました。

○工賃実績（月額平均）の推移（県・全国）

（単位：円）

	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
県平均工賃月額	11,126	15,973	16,346	16,979	17,082	16,860
月額対前年度比	—	107%	102%	104%	101%	99%
県平均工賃時間額	101	173	180	189	206	209
時間額対前年度比	—	127%	104%	105%	109%	101%
全国平均月額	11,875	14,190	14,437	14,838	15,033	15,300
全国平均時間額	—	176	178	187	193	—

※時間額の実績については、平成24年度から国へ報告することとされたため、平成18年度の全国平均がありません。



県平均月額工賃が平成28年度で減少した一方、県平均工賃時間額は増加をしています。これは、作業をする総時間数の上昇率に対し、利用者数の上昇率が高く、そのことが月額減少となっていると考えられます。

また時間額は、時間あたりの工賃が高いものや、効率的に作業に取り組んだ結果、増加をしていると考えられます。

【参考 1】県内事業所における工賃の支払総額の推移（実績）

（単位：円）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
工賃支払総額（年間）	417,642,170	465,057,400	509,670,473

【参考 2】平成28年度県内事業所における工賃総額・利用者数・時間数の対27度上昇率

- ・報酬総額 509,670,473 円 ÷ 465,057,400 円 ≒ 1.09
- ・延べ人数 30,230 人 ÷ 27,225 人 ≒ 1.11
- ・総時間数 2,444,357 時間 ÷ 2,253,979 時間 ≒ 1.08

・報酬総額の対前年度上昇率は、総時間数の対前年度上昇率を上回っており、時間あたりの工賃額が高まっていることが分かります。

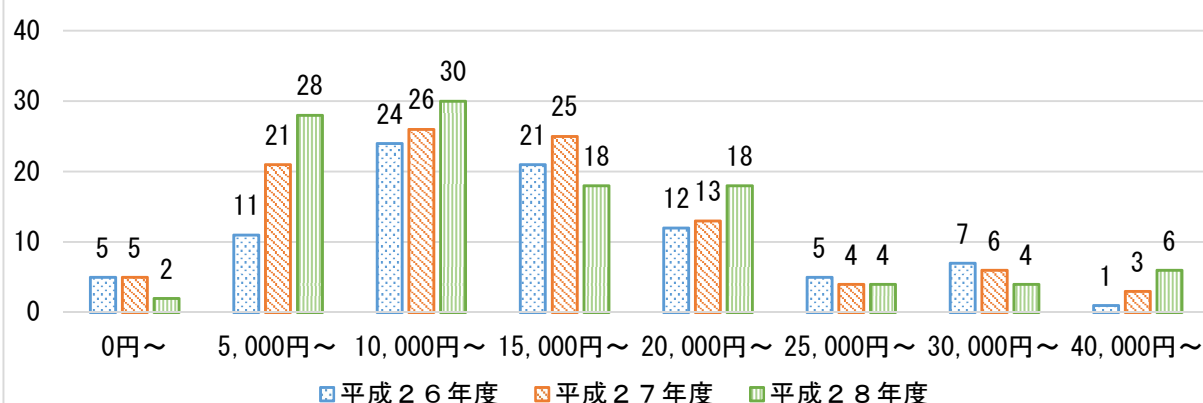
・延べ人数の対前年度上昇率が総額や時間数の上昇率よりも高いことから、各事業所で多くの利用者の受入を行っていることがわかります。

県全体の平均工賃は増加傾向にあります。それぞれの事業所ごとの工賃支払い状況を見ると、30,000円以上支払っている事業所が10か所ある一方で、10,000円未満の事業所も30か所ほどあるため、全体的に工賃の底上げを図っていく必要がある状況です。

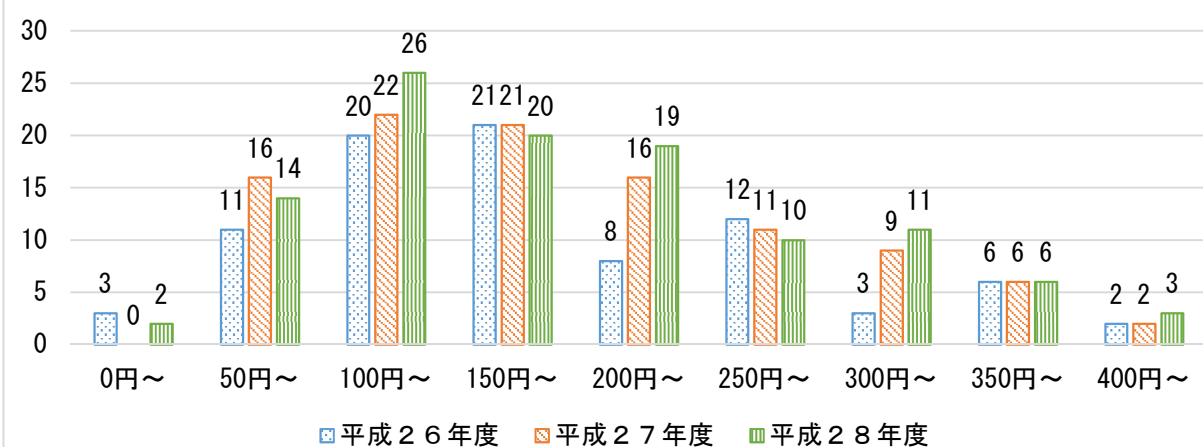
○就労継続支援B型事業所の平均工賃の分布

平均工賃区分	平成26年度		平成27年度		平成28年	
	事業所数	構成割合	事業所数	構成割合	事業所数	構成割合
5,000円未満	5	5.8%	5	4.9%	2	1.8%
5,000円以上10,000円未満	11	12.8%	21	20.4%	28	25.5%
10,000円以上15,000円未満	24	27.9%	26	25.2%	30	27.3%
15,000円以上20,000円未満	21	24.4%	25	24.3%	18	16.4%
20,000円以上	25	29.1%	26	25.2%	32	29.1%
合計	86	—	103	—	110	—

【表3-1】直近3年間のB型事業所月額平均工賃別事業所数の推移



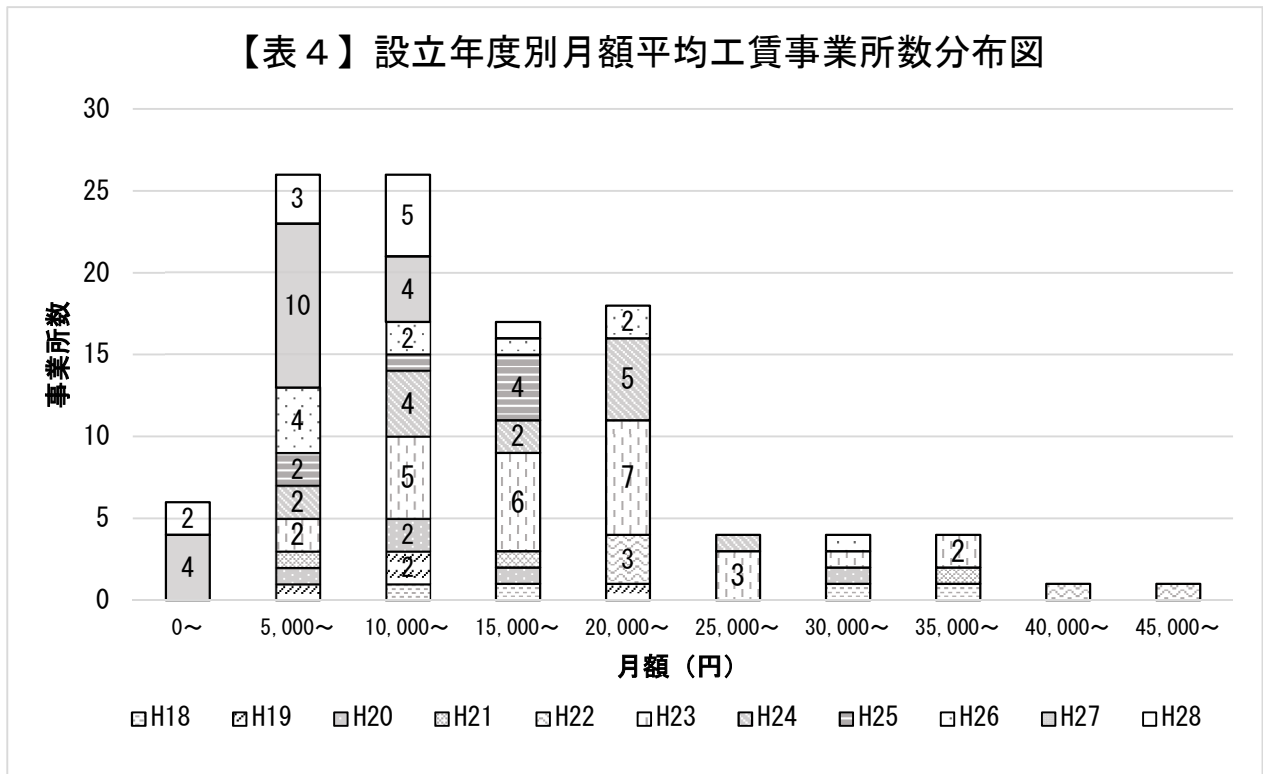
【表3-2】直近3年間のB型事業所時間額平均工賃別事業所数の推移



(3) 工賃の設立年別事業所の分布

工賃の金額毎に、事業所の設立年月日の分布をみると、県内平均工賃を下回る事業所は、設立から間もない事業所が多く、特に月額平均ではその傾向が現れています。時給額平均でも、設立間もない事業所において、県内平均工賃を下回る傾向にあります。

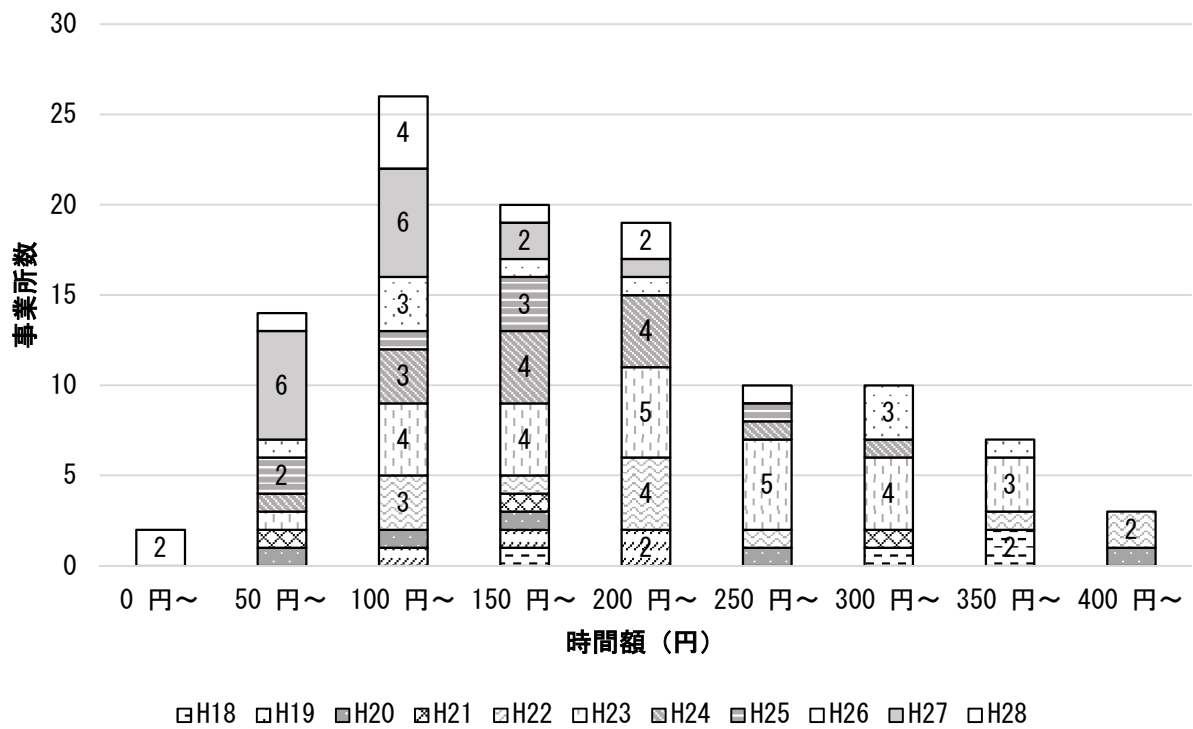
この点からも、就労継続支援事業の平均工賃を底上げするには、設立間もない事業所がいかにか事業開始当初から、好調な売り上げを確保するかが重要です。



※【表4】 設立年度別月額平均工賃事業所数分布図について、グラフに記載がない箇所は1事業所を示しています。

	0円~	5千円~	10千円~	15千円~	20千円~	25千円~	30千円~	35千円~	40千円~	45千円~
H18			1	1			1	1		
H19		1	2		1					
H20		1	2	1			1			
H21		1		1				1		
H22					3				1	1
H23		2	5	6	7	3	1	2		
H24		2	4	2	5	1				
H25		2	1	4						
H26		4	2	1	2		1			
H27	4	10	4							
H28	2	3	5	1						

【表5】 設立年度別時給額平均工賃事業所数分布図



※【表5】 設立年度別時間額平均工賃事業所数分布図について、グラフに記載がない箇所は1事業所を示しています。

	0円～	50円～	100円～	150円～	200円～	250円～	300円～	350円～	400円～
H18				1			1	2	
H19			1	1	2				
H20		1	1	1		1			1
H21		1		1			1		
H22			3	1	4	1		1	2
H23		1	4	4	5	5	4	3	
H24		1	3	4	4	1	1		
H25		2	1	3		1			
H26		1	3	1	1		3	1	
H27		6	6	2	1				
H28	2	1	4	1	2	1			

2 取組状況と課題

(1) 事業所の取組状況と課題

各事業所においては、事業所ごとに工賃向上計画を策定し、各事業所の実情に応じて利用者の工賃の向上に取り組んできたところです。

県では、今回の県計画の策定の参考とするため、各事業所における工賃向上の取組状況や課題などについて把握するため県内の対象事業所にアンケートを実施しました。

【アンケート調査の概要】

○名称 「群馬県工賃向上計画にかかるアンケート調査」

○調査の目的

各事業所における工賃向上の取組状況の検証と課題の抽出、及び県の工賃向上計画に基づく各種事業についての意見・評価等

○調査対象

県内すべての就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター

○調査期間 平成29年8月1日～8月16日

○回収結果（就労継続支援系事業所のみ抜粋）

・就労継続支援B型事業所 108／120か所（回収率 90%）

・就労継続支援A型事業所 21／31か所（回収率 67%）

○調査項目

・各事業所における工賃向上の取組状況

（目標工賃の達成状況、取組実績、課題・問題点、今後の取組など）

・県の工賃向上計画に基づく各種事業についての意見・評価等

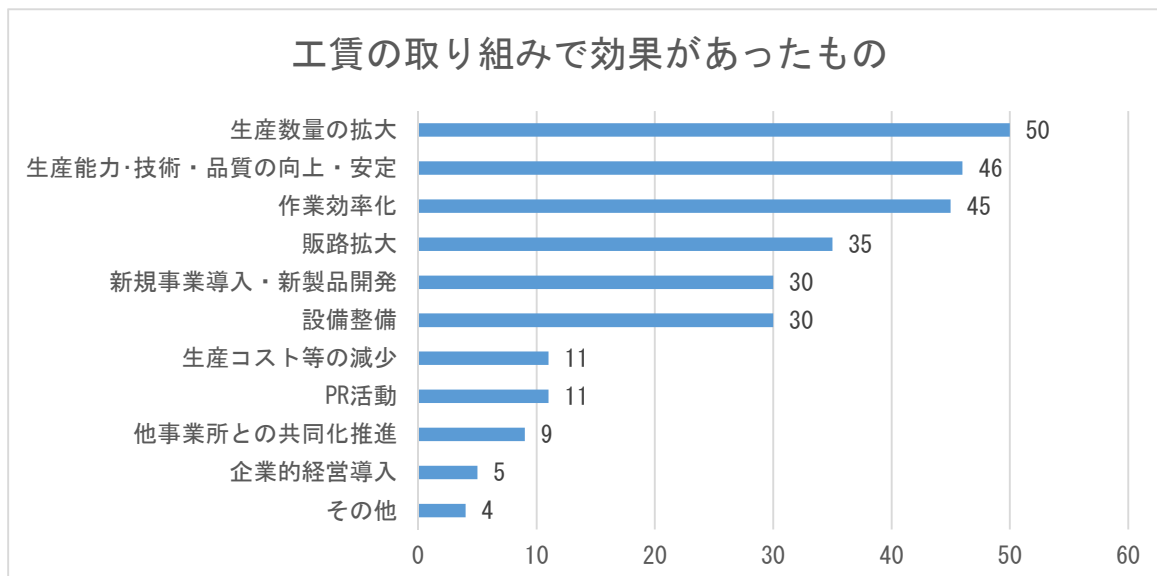
（共同受注窓口、コンサルタント派遣事業、研修会、販売会、優先調達の取組など）

○結果概要（就労継続支援B型事業所のみ抜粋）

【目標工賃の達成状況】

	回答数	割合
目標工賃を達成	56	51.8%
目標工賃を未達成	45	41.7%
無回答	7	6.5%
合計	108	100.0%

I. 工賃向上の取組で効果があったもの

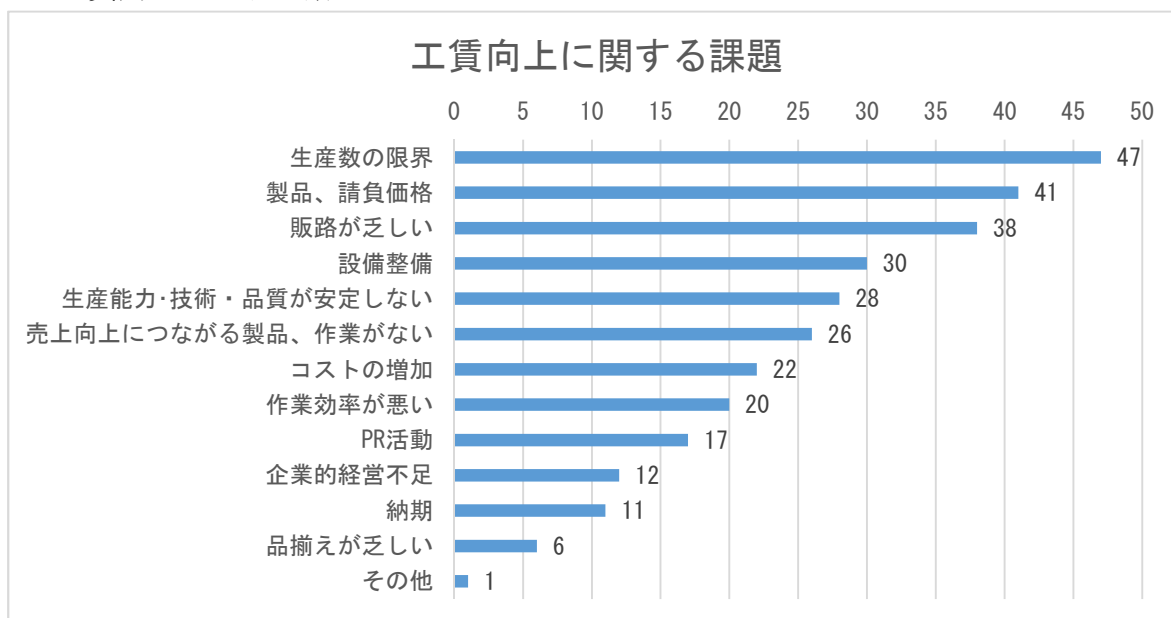


アンケートの結果では、「生産数量の拡大」が最も工賃向上に効果があったという結果になっています。その他、効果があったものは、「生産能力・技術・品質の向上・安定」「作業効率化」と続いています。

<その他の効果があった具体的な取組>

- ・ 自主製品の配達範囲の拡大。
- ・ 行政機関への営業。
- ・ 施設外就労の強化。

II. 工賃向上における課題



アンケートの結果では、「工賃向上に関する課題」としては「生産数の限界」が最も多い回答結果となっています。

また、「製品・請負価格」や「販路が乏しい」ことなども課題として挙げられています。

具体的には、以下のような課題を事業所では抱えています。

<具体的な課題>

(1) 運営一般

- ・毎月安定した売り上げがない。（内職等の不安定な仕事から、自主事業などへの転換）
- ・作業の簡素化・効率化が向上しないことに伴う生産数量の伸び悩み。

(2) 利用者に関すること

- ・利用者の高齢化等で作業効率が低下し、高単価（難しい）作業に取り組みづらくなった。
- ・稼ぎ頭は一般就労をし、多様な新規利用者に対し職員の手が掛かるケースが増えている。

(3) 生産関係

- ・生産数の限界。（製造と配達なので、製造時間が限られ、生産数の増加が見込めない）
- ・安定した生産能力の確保。作業量の増加をしたことによる納期の逼迫。

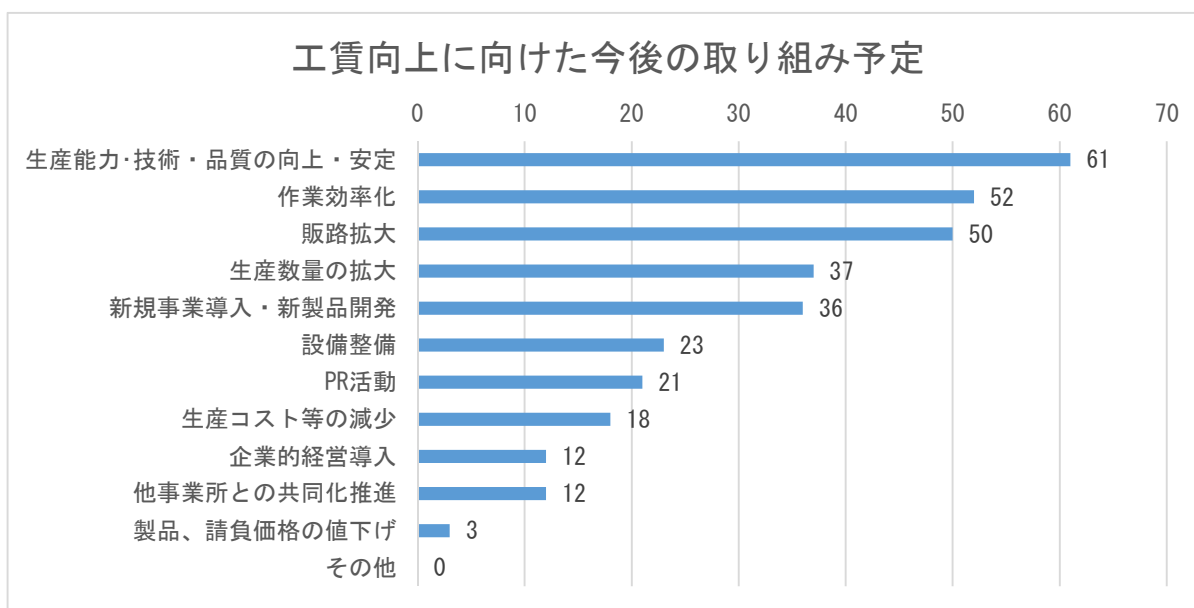
(4) 職員配置

- ・人員不足。（配置できる人が限られており、請け負える作業にも限界がある）
- ・利用者が生産性を上げるには、職員の支援強化が必要で、過重労働につながる傾向がある。

(5) その他

- ・下請作業は、代金の良い作業をしているが、責任の重い作業を導入しないと高い収入は得られない。そのためには、設備投資と情熱をもって仕事に当たれる人材が必要。

Ⅲ. 今後の方針



<具体的な取組>

- ・PDCAを用いた事業の進捗状況把握、作業工程見直し等による生産性向上（ISO9001の取得）、作業工程の整理とスケジュール管理。
- ・事業拡大。（取引先拡大、新製品開発、生産能力の向上、施設外就労の拡大）
- ・他事業所が取り組まない作業への進出（特徴ある事業の実施）、高単価作業（農業分野における6次産業化）、外部との連携。
- ・職員の人材育成。
- ・効率化を図るため、利用者の生活リズムを整え、出勤率を上げる。

(2) 県の取組状況と課題

工賃向上計画（平成27年から平成29年度）に基づき、県では次のような取組を行いました。

【取組状況】

①群馬県としての発注促進

○障害者施設からの優先調達の推進

障害者優先調達推進法の施行に関して、庁内各部局への制度周知や優先調達の推進を図るため、障害者優先調達推進会議を設置して、障害者施設からの優先調達に取り組みました。

【調達実績】

平成27年度 (※切手等を除く額)	65,791,933円 (36,771,845円)
平成28年度 (※切手等を除く額)	67,493,978円 (37,844,724円)

※平成29年度から、県立障害者リハビリテーションセンターの切手等配達販売が中止されたことに伴い、平成27・28年度の実績額は切手等を除いた額を併記しています。

【県の調達方針】

- ・平成25年度から各年度で調達方針を策定している。
- ・平成29年度の調達方針において設定した目標額を設定し、取組を推進。

平成29年度目標	46,000,000円
----------	-------------

【障害者優先調達推進法に関する事業所へのアンケート結果】

(1) 障害者優先調達推進法に係る評価について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
官公需が増加したと思われる	45	1
官公需が減少した	0	0
特に変化はなかった	61	14

優先調達推進法の施行により、効果を感じている事業所は全体の4割程度という結果になりました。また、優先調達推進法はその調達方針を各市町村でも定めることになっており、策定について県としても周知をしていくことが、今後の法律の浸透について必要だと思われます。

(2) その他具体的な意見について

- ・県庁（県外）、特別支援学校、独法、（社協経由）市役所から注文が来るようになった。
- ・官公需のマッチングの成否が自分たちの力量にかかっていることを理解していない。県や市町村へ理解・協力を求めると同時に、官公需に応じる力をつけることが必要。
- ・全体的にはとても良いことだと思う。この法律が浸透するよう期待したい。

<否定的な意見>

- ・まだ浸透しておらずPRが必要。（障害者優先調達推進法を理解している人が少ない）
- ・努力している市町村はあるようだが、無反応の市町村も多いのではないかと。
- ・ゼロがプラスになった程度で、広く認知されているとは感じない。
- ・ふるさと納税の返礼品として、自主製品も出しているが、それほど注文もない。
- ・行政の統一した目標、方法がないのか県内で統一感がない。

②広報・宣伝活動

○共同受注窓口ホームページ（あったかぐんまのハートネット）の開設

障害者就労施設等で製造する製品等の情報を掲載するとともに、製造物品の販売や、除草・清掃等の委託業務に係る受注を行う共同受注窓口の専用ホームページを運営しました。

○県ホームページでのPR、県民センターでの展示

群馬県ホームページで施設等において制作する製品等の情報を掲載しているほか、県庁2階の県民センターで、県民向けに施設製品の展示スペースを設けるなど、広報やPRを行いました。

③販売促進・販路拡大

県庁の県民ホールなどを会場として「共同販売会」を開催したほか、農業分野におけるマッチング強化事業の一環として「農福連携マルシェ」を開催し、施設で制作した製品等の販売促進を行いました。

○「共同販売会（あったかぐんまのハートバザール）」の開催結果

開催年度	開催場所	売上額
平成27年度	県庁県民ホール	585,680円
	けやきウォーク前橋	1,106,300円
平成28年度	県庁県民ホール	458,100円
	けやきウォーク前橋	1,197,720円
平成29年度	イオン高崎	676,620円
	けやきウォーク前橋	724,850円

○「農福連携マルシェ」の開催結果

開催年度	開催場所	売上額
平成28年度	けやきウォーク前橋（第1回）	134,950円
	けやきウォーク前橋（第2回）	104,570円
平成29年度	けやきウォーク前橋（第3回）	313,100円
	けやきウォーク前橋（第4回）	187,490円

【販売会に対するアンケート結果】

（1）共同販売会に対する評価

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
効果があったと思われる	29	0
効果を感じられなかった	6	0
参加していない	72	18

(2) 今後の開催について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
今後も継続したい	68	6
今後は継続しなくてよい	15	4
未回答	24	0

(3) 開催回数について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
年1～2回	38	2
年3～4回	17	3
年5～6回	1	0
希望なし	51	8

(4) 開催場所について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
県庁で開催	9	1
県庁以外で開催	24	2
県庁＋県庁以外で開催	24	3
希望なし	50	8

共同販売会について、参加事業所では効果があったとする方が多かった結果になりました。

共同販売会を継続してほしいという意見も多く、事業の需要は一定程度あると思われます。

また、開催回数及び開催場所については、現在の年間2回の開催及び県庁以外の開催でも需要は満たされているようですが、県庁での開催を希望する事業所も多い結果となりました。

(5) その他具体的な意見について

<販売会への要望・所管>

- ・より多くの来客が望める場所での開催を希望。（他のイベントと共催）
- ・多くの回数、県内の各地域で行うと事業所も増える。
- ・県庁での開催は「優先調達推進法」との関連で、各部の職員の方々に、協力をお願いするチャンスとなる。県庁と商業施設の両方を使って開催できたらいいと思う。
- ・共同販売会を目標として自主生産活動をしているので、開催はありがたい。

<販売会には否定的な意見>

- ・県庁は一般客が少ない。取り扱う商品によっては売上が見込めない。
- ・販売会は地域の文化祭等で足りている。長時間の販売会に参加するメリットを感じない。
- ・施設を知ってもらえたが、固定客にまでには至らなかった。
- ・日常業務や人員の関係で参加出来ない。

④研修の実施

○工賃向上研修会の開催

障害者就労施設等の職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修を実施し、職員のスキルアップにより工賃水準向上を図りました。

【開催実績】

開催年度	時期	研修テーマ	参加状況
平成27年度	第1回	清掃業務研修会	15事業所22名
	第2回	食品表示研修	23事業所29名
平成28年度	第1回	人材育成研修会	22事業所29名
	第2回	食品表示研修	24事業所27名
平成29年度	第1回	人材育成研修会	31事業所66名
	第2回	経営指導研修	24事業所48人

【工賃向上研修会に対するアンケート結果】

(1) 工賃向上研修会に対する評価

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
効果があったと思われる	34	4
効果を感じられなかった	3	0
参加していない	69	13

工賃向上研修会については、参加していない事業所が多いという現状ですが、参加した事業所では効果があったとする方が多かったという結果になっています。

(2) 工賃向上研修会の開催回数について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
年1～2回	50	8
年3～4回	25	1
年5～6回	1	0
希望なし	25	8

工賃向上研修会の開催回数については、現状の1～2回/年が最も多いという結果になりました。開催頻度については、現状のペースが適しているという事業所が最も多かったようです。

(3) 工賃向上研修会の開催分野について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
人材育成・開発	34	2
ビジネススキル	15	1
マーケティング	21	1
成功事例紹介	27	5
組織運営・マネジメント分析	10	0
経営力育成・強化	17	0
会計事務	4	1
工賃向上計画作成	16	4
ビジネスプラン作成	6	1
接客商談・営業手法・交渉術	11	0
施設見学・企業見学	28	6
技術講習	20	1
課題分析・意見交換等	5	0

開催分野については、事業所内の人材育成が最も希望が多い結果となりました。

そのほかでは、他の事業所や企業への施設見学を希望している事業所も多く、事業所間の連携や企業等の生産体系を学びたい姿勢が見受けられます。

(4) 開催の方法について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
県内全体1箇所	21	2
地域ごとに県内数カ所	50	9
少人数ずつ数回	8	1
希望なし	24	6

開催の方法については、現在の開催方法である県内1箇所ではなく、地域ごとに県内数カ所での開催希望が最も多い結果となりました。

北毛・西毛・東毛の事業所から、研修会場である前橋までの移動に時間がかかるため、各地域での開催が望まれているようです。

⑤商品強化コンサルタント派遣

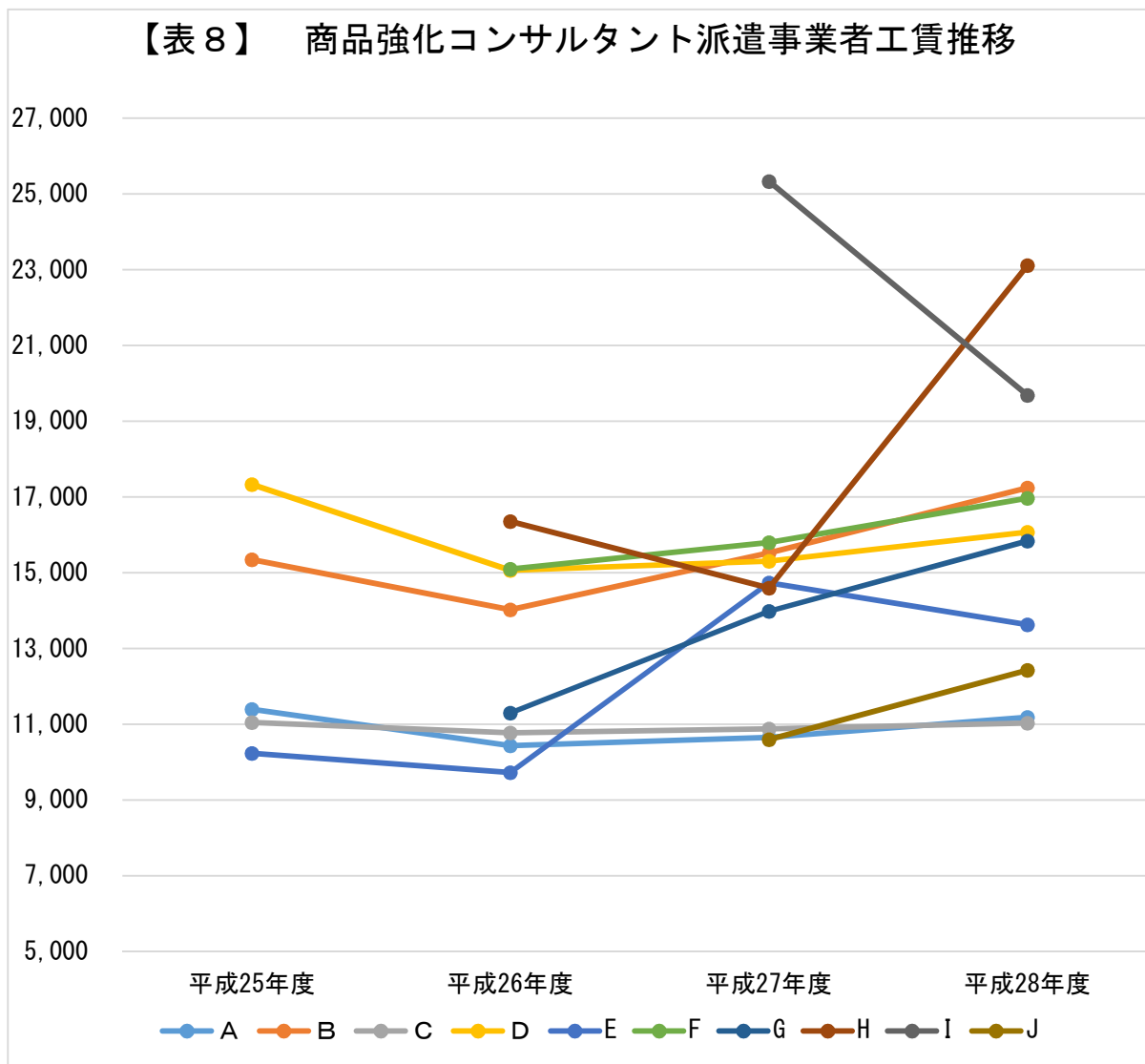
障害者就労施設等で製造される商品又は役務の提供並びに施設の経営状況の改善などに関する専門的なアドバイスを行うコンサルタントや専門家等の派遣を平成25年度から実施しています。

第2次工賃向上計画の策定年度である平成27年度から平成29年度において、コンサルタント等の専門家の派遣を行いました。

【派遣実績】

年 度	派遣分野	所在地
H27年度	経営・営業・宣伝・広告	前橋市
	食品	伊勢崎市
	経営・営業・宣伝・広告	前橋市
H28年度	食品	前橋市
	食品	桐生市
	食品	伊勢崎市
H29年度	食品	高崎市
	経営・営業・宣伝・広告	前橋市

【表8】 商品強化コンサルタント派遣事業者工賃推移



【コンサルタント派遣事業に対するアンケート結果】

(1) コンサルタント派遣事業に対する評価

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
効果があったと思われる	8	0
効果を感じられなかった	3	0
派遣を受けていない	96	16

コンサルタント派遣事業については、派遣を受けていない事業所が多いところですが、派遣を受けた事業所では「効果があった」という事業所が多かったという結果になりました。

(2) 今後の派遣希望について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
同分野の専門家派遣希望	28	3
別分野の専門家派遣希望	18	0
専門家派遣の希望なし	62	13

コンサルタント派遣事業の今後の希望について、事業所の4割が派遣を希望していますが、6割は派遣の希望がないという結果になりました。

(3) コンサルタント派遣事業への具体的な意見

<今後の要望>

- ・作業を効率的に行うには、どのようなにすればよいかという指導がほしい。
- ・自社製品の開発や商品価格の決定に関するコンサルタント派遣を受けたい。
- ・商品強化コンサルタントという呼称は、事業所によっては「関係ない」というイメージを抱いてしまうため、「工賃向上コンサルタント」という名称ではどうか。
- ・今までのアンケート結果や、派遣による実効性が公開されているとイメージしやすい。

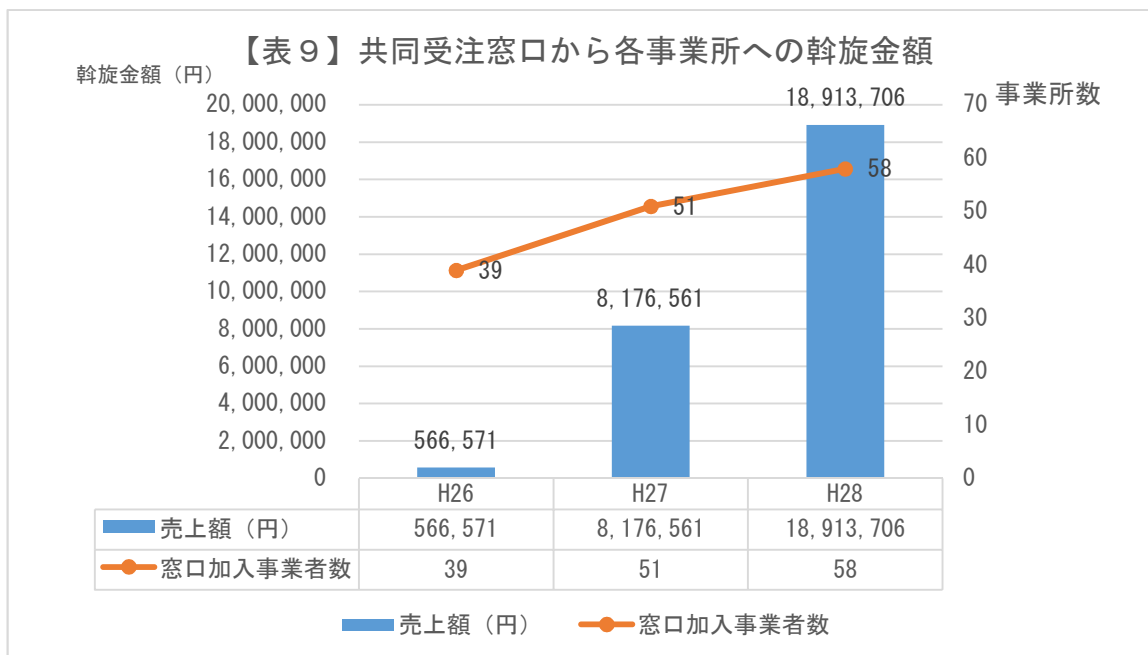
<否定的なもの>

- ・派遣を受けた際、対応する余力がない。(派遣されても軌道修正は難しい。)
- ・コンサル派遣で向上したという成功事例を聞かない。
- ・協力業者からアドバイスを頂けている。

⑥共同受注の推進

大量の物品注文や業務内容が多岐に渡る注文に対して、複数の障害者施設等が共同することで受注に応じることを目指す「共同受注窓口」について、平成24年度から検討を進め、平成26年10月に設立しました。

売上については、年々上昇しており、その取組については一定の成果を上げていると考えます。



○共同受注窓口の業務内容

【販売促進・営業活動】

- ・行政や企業への営業活動、広告チラシの作成等による販売促進

【ホームページ運営】

- ・障害者施設等の製品を掲載し、受注を行う専用ホームページの開設

【共同受注の実施】

- ・障害者施設等への受注調整等の「マッチング作業」等の実施及びそれに伴う事業所間の連携

【事業所へのアンケート結果】

(1) 事業の評価

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
有効であると思われる	91	16
有効ではないと思われる	11	1
未回答	6	0

共同受注窓口の評価については、各事業所から一定の評価をいただいております。斡旋金額の上昇からも、各事業所に対し好ましい影響をもたらしているといえます。

(2) 共同受注窓口に期待すること

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
受発注のマッチング	52	7
大口注文のとりまとめ	32	5
営業活動	26	5
共同製品の開発	13	2
コンサルタント派遣	13	0
研修会開催	25	1
共同販売会開催	21	0
冊子・HP等による販売促進	15	0
その他	0	0

アンケート結果からは、「受発注のマッチング」が最も期待されていることが分かります。その外では、「大口受注のとりまとめ」などが期待されており、今後も発注先との調整を継続的に取り組んでいくことが求められています。

(3) 共同受注窓口に対する具体的な意見

- ・各施設の売りとしている物を理解し、もっとアピールしてほしい。
- ・広く情報共有する機会を今後も設けていただき、販路の拡大、新規作業の導入につなげたい。
- ・一事業所では出来ないことを複数の事業所で共同して行うことで、できることが増える。

<否定的な意見>

- ・販路拡大を目指す自主事業がないため、当施設の現状では有効活用できない。
- ・窓口を通じた確認に時間がかかり、確認する内容に齟齬が生じるため、手間が増えただけで、その状況で受注した場合には手数料を取られることには不満。
- ・受注作業の価格や納期・納品距離・品質等の諸条件が厳しく、対応できないことが多い。

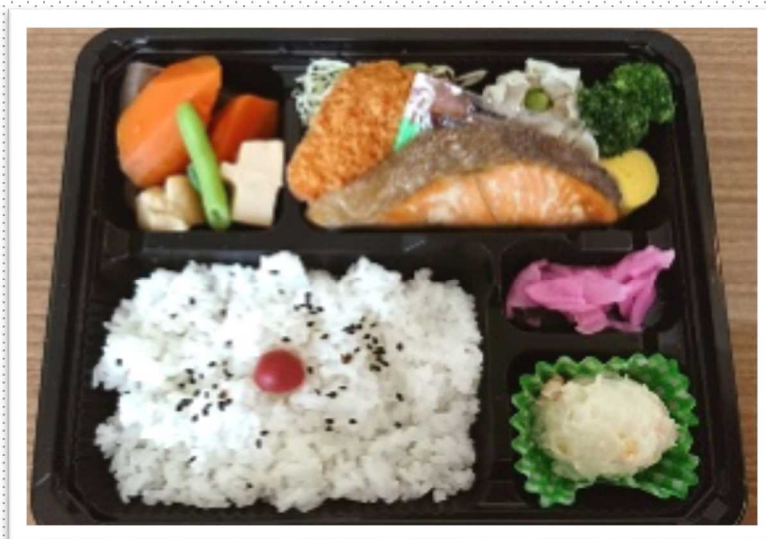
【トピックス】共同受注窓口で受けた大口注文

共同受注窓口の機能として大口受注への対応がありますが、その例として、1,000個を超えるお弁当の大口受注があり、複数の事業所に対応を依頼しました。

複数の障害者就労支援事業所にて共同で共通献立を検討・開発・製造しました。お弁当作成事業所間で、効率良く美味しい献立になるよう、企画段階から連携するほか、平成29年度からはお弁当献立を記載し、アレルギーをお持ちのお客様へも対応するよう努めました。

また、障害者就労支援事業所で生産した米(コシヒカリ)等を利用するほか、包材や使用材料を統一して、食材の切り方から盛り付け方、味付けの研修等、より良い物を提供できるよう工夫を重ねています。

共同受注窓口としても、事業所同士の横の連携を強め、質を高め合い、売上収益が障害者就労支援事業所の利用者の工賃の向上に繋がるよう、その役割を果たしていきたいと考えます。



⑦農業分野におけるマッチング強化事業

農業分野の抱える担い手に係る課題と、障害者の工賃向上を支援するため、障害者就労施設で農業技術の指導をするとともに、障害者が作業を行い、工賃を得るための就労先農家の需要調査及び依頼調整等を行う農業指導員を派遣しました。

取組実績としては、以下のとおりです。

- ・ 農業生産法人、個人農家ででの作業補助、農作物の生産請負
- ・ 農福連携マルシェ開催（8月1日、12月2・3日）
- ・ 農業生産法人への営業活動実施
- ・ 農業に取り組む就労継続支援事業所に対する技術指導及び講習会

【農業分野におけるマッチング強化事業】

（1）農業分野におけるマッチング強化事業に関する評価について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
効果があったと思われる	7	0
効果を感じられなかった	5	0
派遣を受けていない	95	17

本事業は平成28年度下期から開始したため、携わった事業所が少ないというのが現状です。

積極的に農業に取り組んでいる事業所や、施設外就労によって農作業を行う農家への役務の提供に取り組んでいる事業所など、スタンスも様々であるため、柔軟な支援が必要です。

まだ農業を取り入れていない事業所に対しては、取組に興味を持ってもらったうえで、本事業の利用を促します。

（2）今後派遣を希望する分野について

選択肢	回答数	
	就労継続支援B型事業所	就労継続支援A型事業所
農業技術	31	5
商品開発	13	1
デザイン	3	1
経営	8	1
営業・販売促進	14	5
販売会	10	2
その他	0	0

今後派遣を希望する分野については、農業技術の指導が最も多い結果になりました。

そのほか、商品開発など6次産業化に向けた取り組みも希望が多いようです。

（3）農業分野におけるマッチング強化事業に関する事業に関する具体的な意見について

<事業に対する要望>

- ・ 野菜の栽培等の基本的な技術を学ぶ機会がほしい。
- ・ 生産した野菜等を加工し、製品開発及び販売を促進していきたい。
- ・ 農業の年間計画の立て方や取組み方、収益の安定化の回り方などが知りたい。
- ・ どのような機械が、障害者が使って安全で生産量が増やせるかなどを知りたい。
- ・ マッチングしてもらった作業で、内職ばかりだった利用者が外に積極的に出られるようになったこともあった。外作業だけでなく、検品や袋詰めなど収穫後の作業も増えればと思う。

＜事業に対する否定的な意見＞

- ・本格的に取り組むのであれば人員不足。
- ・身体障害者が主の施設なので、考えてはいない。
- ・周辺環境や利用者特性（外作業が苦手）を検討したが、農業に特化した支援は困難。

⑧工賃向上推進会議の開催

第3次群馬県工賃向上計画の策定に向けた検討を行うため、平成29年度に工賃向上計画推進会議を3回開催しました。

【取り組むべき県の課題】

- ・県の取組状況について現場の意見を反映した検証や評価、推進体制の継続
- ・障害者就労施設等で受注できる製品や役務についての周知、PR
- ・共同受注窓口の売上向上（民間企業への働きかけの推進）
- ・商品強化コンサルタント派遣事業の実施方法及び内容の検討
- ・（地域ごとの）研修会の開催方法についての検討
- ・障害者優先調達推進法に基づく取組推進 など

（3）市町村の取組状況と課題

今回の県計画の策定にあたり、平成27年度からの3年間における各市町村における工賃向上に資する取組について照会したところ、主な取組等は次のとおりでした。

【取組】

- ・庁舎内での施設等の製品販売会の定期開催、庁舎内に販売スペースを提供
- ・市町村で主催するイベントでの出展、販売会の開催
- ・優先調達推進法に基づく調達方針の策定、発注業務の拡大
- ・障害者施設の製品カタログを作成し、庁内に配布
- ・庁内会議等での周知、市町村の広報等で施設等の製品のお知らせ
- ・報道機関への障害者製品販売会に関する取材依頼
- ・地域活動支援センターで受注可能な業務及び授産製品の検討 など

【取り組むべき市町村の課題】

- ・施設の製品等情報不足への対応
 - ・優先調達の取組の全庁的な推進、福祉部局以外への理解促進
 - ・民間企業等に対する働きかけの推進 など
-

第3章 目標工賃と具体的な取組

1 目標工賃

(1) 目標工賃

この計画の最終年度における目標工賃（県内すべての就労継続支援B型事業所の平均工賃）については月額を20,000円、時間額を244円とし、各年度の目標額は次のとおり設定します。

○目標工賃

		平成30年度	平成31年度	平成32年度 (2020年度)
目標工賃	月額	18,000円	19,000円	20,000円
	時間額	226円	235円	244円

※ 今後この計画の対象事業所に就労継続支援B型事業所以外の事業所が加わった場合等には、必要に応じて目標額の設定や見直し等を行うこととします。

(2) 目標工賃の考え方

前計画において目標とした平均工賃月額20,000円について、目標額の達成にはいたりませんでした。平成28年度までの実績を勘案し、今回計画においても引き続き平均月額工賃を20,000円に設定します。（千円未満四捨五入）

また、平均工賃時間額については、平成28年度実績では209円であり、平成28年度の目標である202円を達成しました。時間額については、平成30年度から32年度(2020年度)についても同様の伸び率で推移した場合の244円に設定します。

○平均工賃月額の実績と目標

(単位：円・%)

	実績				見込み 29年度	目標		
	18年度	26年度	27年度	28年度		30年度	31年度	32年度 (2020年度)
実績額 (対前年度比)	11,126 —	16,979 (3.8%)	17,082 (4.8%)	16,860 (-5.3%)	17,028 (1.0%)	18,000 (5.7%)	19,000 (5.5%)	20,000 (5.2%)

○平均工賃時間額の実績と目標

(単位：円・%)

	実績				見込み 29年度	目標		
	18年度	26年度	27年度	28年度		30年度	31年度	32年度 (2020年度)
実績額 (対前年度比)	101 —	189 (5.0%)	206 (8.9%)	209 (1.0%)	218 (4.0%)	226 (4.0%)	235 (4.0%)	244 (4.0%)

【参考 『最低生活費から考える必要額』】

障害のある人がグループホームなど地域で自立した生活ができる収入を想定すると、試算例の金額が必要です。将来的に、県では下記の額を工賃で得られるよう努めます。

<試算例>

○B型事業所利用者モデル

- ・20歳
- ・一人暮らし
- ・障害基礎年金2級受給者

○収入

- ・障害基礎年金2級 【月64,941円】（年額779,300円÷12ヶ月）

○支出費

- ・生活費 県内各市町村別生活保護「最低生活費」平均値 【月98,615円】
- ・障害福祉サービス利用料 【0円（市町村民税非課税世帯の場合）】

○必要とされる工賃の額

- ・生活保護試算額と障害基礎年金2級試算額の差額 **33,000円**
（生活費 98,615円－所得額64,941円÷33,000円）

※グループホームを利用する人の家賃補助（補助上限額1万円）など、利用者負担の軽減策も講じています。

2 今後の具体的な取組

（1）事業所の取組

これまでも各事業所では工賃の向上に取り組んでいるところですが、障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで工賃のより一層の向上は重要な課題です。

各事業所においては、引き続き事業所ごとの工賃向上計画を作成し、目標工賃や取組内容について職員をはじめ利用者やご家族等とも共有して各事業所の実情に応じた工賃向上に取り組むとともに、個別支援計画に基づいた支援を通じて、利用者の就労に必要な知識や能力の向上を図ります。

①工賃向上計画の作成・検証

- ・事業所における経営方針を明確にするため、各事業所で作成する事業所工賃向上計画に基づき、利用者の工賃向上に取り組むとともに、毎年度、その取組を検証し、必要があれば計画や取組を見直すなど、PDCAサイクルにより継続的な工賃向上を図ります。

②経営ノウハウの導入

- ・福祉サービスと民間的経営感覚の2つの視点が求められることから、コンサルタントなどの専門家の活用や企業OBの積極的な受入れなど、民間企業の有するノウハウや技術の活用、商品の開発や市場の開拓、作業能率の向上につながる職場環境の改善等に取り組むほか、県や市町村が実施する工賃向上に関する支援等の活用により、工賃向上を図ります。

③各主体との連携強化

- ・事業所が所持する経営資源やノウハウ、情報には自ずと限りがあることから、個々の事業所の強みを活かせるよう、同じ地域や同じ業種の事業所において共同の取組を進めるほか、他業種との連携にも取り組みます。
- ・県や市町村等の行政とも連携し、官公需の活用や、企業や地域住民に向けたPRをはじめ、様々な機会をとらえて、受注の拡大に取り組んでいきます。

④職域の拡大

- ・農福連携など、就労支援事業として新たな分野に取り組み、利用者の就労への満足度の向上と、工賃向上を目指して、職域の拡大を図ります。

(2) 県の取組

各事業所においては、それぞれの実情に応じて工賃の向上に取り組まますが、県としても協働して、県内の事業所の全体的な工賃の底上げを図るため、次のような支援策や取組を行っています。

①優先調達取組の推進

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、各年度に障害者施設等からの製品や労務の調達に関する方針を定め、優先調達の取組を推進します。

②広報・宣伝活動

- ・事業所の製品や受託可能な業務情報などについて、県ホームページ等を活用した広報に取り組まします。

③販路拡大・販売促進

- ・「あったかぐんまのハートバザール」をはじめとした共同販売会について、継続的に開催するとともに、来客数の増加を図るため事前の広報活動を積極的に行います。
- ・県庁舎等の公共施設やイベント等の開催時に事業所製品の展示を行うなど、販路の拡大と販売の促進を図ります。

④研修等の実施

- ・生産活動への企業的手法の導入や県内外の事業所の優良事例の紹介など、障害者の就労を支援する人材育成を図るため、事業所のニーズに応じたテーマで研修を企画・開催していきます。また、事業開始後間もない事業所を主たる対象とした研修等も検討します。

⑤コンサルタントの派遣

- ・障害者就労施設等で製造される商品や役務、施設の経営状況改善などに関する専門的なアドバイスを行うコンサルタント・専門家を派遣します。
- また、コンサルタント等の派遣の実施方法については、事業を開始後間もない事業所を主たる対象としたサポート等も検討します。

⑥共同化の推進

- ・障害者就労施設等への受注の調整・割り振り等の受発注のマッチング作業を行う障害者就労施設等で組織した「共同受注窓口」の運営を支援します。
- ・共同受注窓口については、会員事業所が増加することで、県外に向けた情報発信や民間企業からの受注の期待が高まることから、その普及啓発を行います。

⑦各事業所の工賃実績の公表等

- ・各事業所における工賃実績を公表するとともに、事例紹介などを行います。

⑧工賃向上推進会議の設置・開催

- ・工賃向上計画の進捗を図るため、工賃向上推進会議を設置し、県の目標工賃額と実績との比較などを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。
- ・この会議では、計画の進捗状況の把握等のほか、工賃向上に資する具体的な取組についても検討を行うとともに、県内の事業所の好事例などの情報収集・情報発信にも取り組んでいきます。

⑨職域の拡大

- ・農福連携など、就労支援事業として新たな分野に取り組み、利用者の就労への満足度の向上と、工賃向上を目指して、職域の拡大を支援します。

(3) 市町村の取組

市町村においては、すでに事業所の工賃向上に資する様々な取組を行っているところですが、県では引き続き、市町村における取組を促進するとともに、市町村の取組状況の把握や情報提供を行うことで、その取組を支援し、工賃向上の取組を進めていきます。

なお、市町村における主な取組内容は次のとおりです。

①販路拡大・販売促進

- ・庁舎等を活用し、障害者施設等で作成した製品の販売のほか、製品の展示を行うなど、販売促進の取組を行います。

②官公需の発注促進

- ・障害者優先調達推進法に基づき、年度ごとに障害者施設等からの製品や労務の調達に関する方針を定め、全庁的な優先調達の取組を推進します。

③企業に向けた働きかけの充実

- ・市町村広報誌等に事業所への発注を促進する記事の掲載や、積極的に発注を行う地域の企業等の紹介、販売の協力依頼などの働きかけを行います。

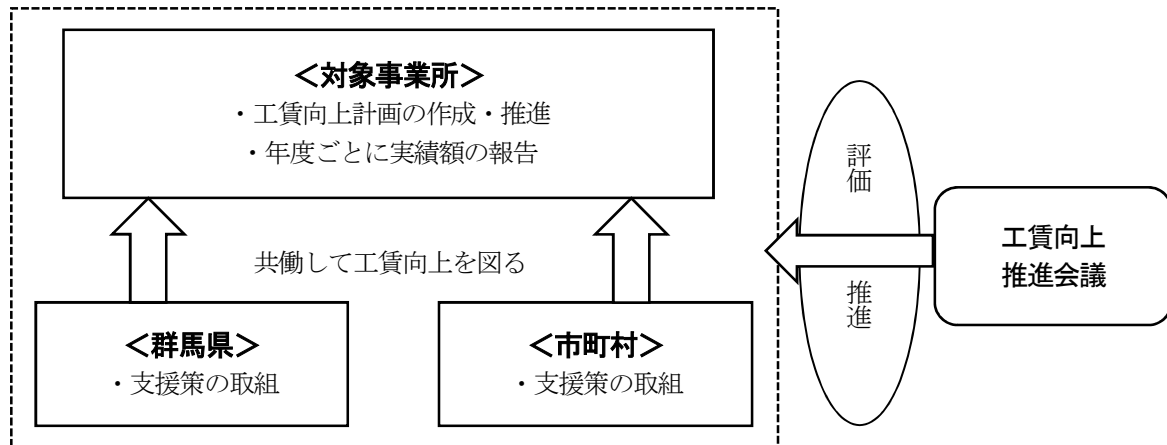
④地域活動支援センター等への情報発信

- ・就労継続支援 B 型事業所以外の障害者施設等においても、利用者の工賃向上は重要な課題の 1 つとなっていることから、県内の障害者の地域生活を支援する観点から、地域活動支援センター等に情報提供を行うなど、広く情報発信等にも取り組みます。

(4) 計画のフォローアップ

県では、この計画の期間中の年度ごとに工賃向上推進会議を開催し、毎年度、工賃実績額の把握や県の取組状況の評価・検証を行います。

また、工賃向上推進会議では、目標達成に向けた取組の推進について検討を行い、必要と認められる取組については積極的に事業化を目指します。



3 多面的な就労支援

就労支援事業所を利用される方の中には、その方の障害の程度や年齢等により、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方から、安定した施設の利用が難しい方まで、さまざまな方がいます。

そこで、就労支援事業所においては、企業等での就労が可能と見込まれる方については、一般就労への移行を支援する就労移行支援事業所等の利用について検討を行いつつ、一方、安定的な施設の利用が難しい方に対しては、作業機会を通じて社会との関わりや働きがいを実感しながら、就労に必要な知識や能力向上の支援を行うなど、工賃向上のほかにも多面的な役割を担っています。

県では、「バリアフリーぐんま障害者プラン7」に基づき、障害のある人が希望や適性に応じて働き、作業することができるよう、就労支援事業所についての県民理解の促進も含め、一般就労や福祉的就労の環境の充実を図ることとしています。